

平成 31 年 4 月 2 日付け
監 査 公 表 第 1 号
(神戸市公報第 3602 号)の別紙

監査の結果に基づき講じた措置等

目 次

平成 3 0 年度財務定期監査 (2) -----	1
企画調整局, 消防局	
平成 3 0 年度財政援助団体等監査 (1) -----	9
公益財団法人神戸いきいき勤労財団, 公益財団法人神戸市民文化振興財団, 神戸市民祭協会, 神戸市立灘区民ホール指定管理者	

平成 30 年度 財務定期監査（監査対象：企画調整局）

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 収入の所属年度を適正に区分すべきものの</p> <p>納期の一定している収入の所属年度については、地方自治法施行令第 142 条第 1 項第 1 号、第 2 項に定めがある。</p> <p>それによると、納期の一定している収入の所属年度は、法令等又は契約によってあらかじめ定められている納期の末日の属する年度である。</p> <p>収入の所属年度に関して次のように平成 29 年度に納入された土地賃料を平成 30 年度歳入に振り替えていた事例があったが、契約書で定める納期の末日からすると平成 29 年度の歳入であり、平成 30 年度歳入に振り替える理由はない。</p> <p>地方自治法施行令どおり、平成 29 年度歳入とするべきである。</p> <p>高度計算科学研究支援センター土地賃貸借契約において、4 月～6 月分の賃料の契約書上の納期は 3 月 31 日となっている。平成 30 年 4 月～6 月分の賃料 4,919,913 円について、平成 30 年 2 月 26 日に調定後、納期限を平成 30 年 4 月 2 日として相手方に納入の通知を行い、平成 30 年 3 月 9 日に納入があった。当該収入について、平成 29 年度歳入から平成 30 年度歳入へ振り替える処理を行っていた。</p> <p style="text-align: center;">（推進課）</p> <p>神戸低侵襲がん医療センター土地賃貸借契約において、4 月～6 月分の賃料の契約書上の納期は 3 月 31 日となっている。平成 30 年 4 月～6 月分の賃料 4,375,000 円について、平成 30 年 3 月 20 日に調定後、納期限を平成 30 年 4 月 2 日として相手方に納入の通知を行い、平成 30 年 3 月 29 日に納入があった。当該収入について、平成 29 年度歳入から平成 30 年度歳入へ振り替える処理を行っていた。</p> <p style="text-align: center;">（調査課）</p>	<p>の事例とともに、今後、4～6 月分の賃料については定められている納期の末日の属する年度の収入とし、翌年度への振替は行わない。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>イ 委託料と違約金を相殺する際に歳出・歳入額の計上を適正に行うべきもの</p> <p>「神戸におけるナイトタイムエコノミー振興に関する調査・分析業務」委託契約（契約期間平成 29 年 9 月 22 日～平成 30 年 3 月 31 日）において、契約期間中に相手方事業者から契約解除の申し出があり、履行の見込みがなかったことから委託料と違約金の精算手続を行っていた。精算内容は次のとおりである。</p> <p>引取りを認めた出来高履行部分の相当代金を 1,322,350 円と算定し、契約に従い契約開始直後に前金払として支払い済みの委託料 1,247,500 円との差額 74,850 円を追加で支払うべき委託料とした。一方、契約解除にかかる違約金は、委託契約約款第 25 条第 4 項、第 10 条の規定から、当初契約金額 2,495,000 円の 100 分の 3 相当の 74,850 円とした。追加で支払うべき委託料と徴収すべき違約金を相殺すると、差し引き 0 円であった。当該契約に関して決算では、歳出額については前金払をした 1,247,500 円のみが計上されており、歳入額については違約金 74,750 円が計上されていない。</p> <p style="text-align: right;">（政策調査課）</p> <p>地方自治法第 210 条は「一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。」としており、現実の現金のやり取りにおいては相殺しても、帳簿上歳出と歳入は相殺することなくすべて計上しなければならない。</p> <p>委託契約約款第 25 条第 4 項は「違約金として、前項に規定する相当代金から控除する」としておりこれに基づいて処理したとのことであるが、控除の仕方については「委託契約記載例及び解説」（平成 29 年 4 月行財政局財政部契約監理課）に解説がある。そこでは、「委託金額の支出命令とともに歳入決議・納付書を会計室に回議すると、納付書の金額を局室区の雑入に入れて、差額が相手方の口座</p>	<p>委託契約約款第 25 条第 4 項の「違約金として、前項に規定する相当代金から控除するもの」という規定に基づき精算処理を行ったが、控除するにあたって、帳簿上歳入と歳出を計上しなければならないという認識が不足していたために、誤った処理が生じた。</p> <p>指摘を踏まえ、平成 31 年 1 月 15 日の課内会議で、所属職員全員に対して事案についての説明及び指導を行うとともに、委託契約事務の手引き等を適宜確認しながら適正な事務処理を行うよう、周知徹底した。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>に振り込まれる（相殺するのではなく、歳入及び歳出にそれぞれ計上される）」とされている。</p> <p>本件については、74,850 円分の振替処理（歳出増、歳入増）を行うことにより、履行相当金 1,322,350 円を歳出額に、違約金 74,850 円を歳入額に計上するべきである。</p>		
<p>(2) 財産の管理に関する事務</p> <p>ア 財産に関する調書の「出資による権利」の記載を適正に行うべきもの</p> <p>平成 29 年度決算書における財産に関する調書の「出資による権利」に、「公益財団法人先端医療振興財団研究開発支援基金出えん金」とする項目の記載がある。（調査課）</p> <p>決算においては、公有財産について地方自治法施行規則第 16 条の 2 で定められた様式「財産に関する調書」に記載することとなっている。公有財産の範囲・分類については地方自治法第 238 条第 1 項に定めがあるが、この第 1 項第 7 号に位置付けられた「出資による権利」の「出資」には、株式会社の出資の外、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 131 条に規定する基金の拠出、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 157 条に規定する財産の拠出も含まれるとされている（逐条 地方自治法（株学陽書房））。</p> <p>「公益財団法人先端医療振興財団研究開発支援基金出えん金」については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 131 条の規定による基金の拠出には該当しない。これは、当該規定は、社団法人に関する規定であり、財団法人である先端医療振興財団には適用がないからである。また、出えんに伴う何らの権利も有していないので、「出資による権利」から削除するべきである。</p>	<p>平成 30 年度分以降の決算書における財産に関する調書の「出資による権利」には、「公益財団法人先端医療振興財団研究開発支援基金出捐金」は記載しない。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(1) 財産管理に関する事務</p> <p>ア 現金を適正に管理するべきもの</p> <p>実査日（平成 30 年 10 月 9 日）に、金庫内に現金 19,751 円があった。現金が入った封筒によると、平成 23 年度の兵庫県下消防長会開催の警防事務担当者会議の残金 44,380 円から以下の 24,629 円の使用を経た残金であった。</p> <p>[24,629 円の使用内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 42 回大都市警防担当部課長会議での使用 16,277 円 ・平成 25 年 7 月 18 日兵庫県下消防長会警防事務担当ブロック代表者会議のお茶代 3,125 円 ・職員出張旅費の一時立替（平成 25 年 9 月 21 日に 20,000 円出金，平成 25 年 10 月 22 日に 20,000 円返金） ・平成 30 年 9 月 7 日兵庫県下消防長会警防事務担当者会議の用紙代 5,227 円（警防課） <p>兵庫県下消防長会は、消防本部を設置する県下自治体消防相互の緊密な連絡と調整をはかり、消防諸般の問題について研究討議し、消防行政の改善と向上発展に寄与することを目的（兵庫県下消防長会会則第 3 条）とする会である。会長は神戸市消防局長であり、事務局は会長所在地の消防本部に置く（同会則第 2 条）ことから、事務局は神戸市消防本部である。この会の経費としては、会議の経費その他臨時的経費はそのつど徴収（同会則第 16 条）し、事業に関する経費は分担金、会費その他これら資金から生ずる収入が充てられている（同会則第 17 条）。</p> <p>聞き取りによると、平成 25 年度以降開催の事務担当者会議の運営経費は使途を限定し、毎年度資金の残金を会に返金しているが、平成 23 年度当時は事務担当者会議の資</p>	<p>指摘された事案は、平成 23 年度に神戸市で兵庫県下消防長会警防事務担当者会議を開催した際、当時の兵庫県下消防長会会則では会議運営費の残金の返金に関する規定はなかったため、兵庫県下消防長会から支給された会議運営経費の残金を金庫内に保有していたものである。</p> <p>平成 25 年度に会則が改定され、会議運営経費の残金は事務局へ返金することとされたことから、このたび当該残金（目的外に使用した額を含む）について、現在の会則に準じて事務局へ返金した。</p> <p>今後は会則が変更されているため、年度を越えて残金を保有することはない。</p>	<p>措置済</p>

平成 30 年度 財務定期監査（監査対象：消防局）

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>金の精算方法の定めがなく、警防課で残金を現金で保管し、用途を考えながら使用していたとのことである。</p> <p>しかし、兵庫県下消防長会の現金であるにもかかわらず、兵庫県下消防長会ではない大都市警防担当部課長会議に使用したり、公費の旅費に一時的に立て替えていた。</p> <p>適正に管理するべきである。</p>		
<p>意見</p> <p>(1) 専決規程と実態の違いについて</p> <p>消防局部長以下専決規程の規定と実態に違いがある事例があった。</p> <p>決裁区分の簡素化が全市で進められている。消防局部長以下専決規程別表第 2 に定める決裁権者の決裁額を上げるなどの対応をとられたい。</p> <p>ア 国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づく国際消防救助隊の出動要請に対応できるよう、神戸市の出動当番である毎月 15 日～18 日に準備金 826,100 円を現金で保管するため、総務課長に資金前渡している。実際の使用は、平成 11 年 8 月のトルコ地震での災害救助活動以来ない。</p> <p>資金前渡に当たっては、平成 30 年度当初にひと月の準備金額の積算根拠、管理方法、1 年間の総額（9,913,200 円（826,100 円×12 ヶ月））等について局長決裁を得ている。また、毎月当月分 826,100 円の一般支出負担行為書等及び支出命令書について課長決裁を得て、資金前渡している。</p> <p>副市長以下専決規程別表第 2「前渡金」及び消防局部長以下専決規程別表第 2「前渡金」では、消防局長は 100 万円以下の専決権限が与えられており、100 万円を超える場合は副市長決裁となる。</p> <p>年度当初の局長決裁は方針決裁として副市長以下専決規程別表第 2「前渡金」は</p>	<p>国際緊急援助隊の派遣準備金は、現行の消防局部長以下専決規程に従い、今後は毎月の前渡金支出時に課長決裁ではなく局長決裁で事務処理を行うこととした。</p> <p>なお決裁区分の簡素化の件に関しては、消防局で専決規程を改正する際に検討を行いたい。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>適用せず、毎月の決裁を現行の消防局部長以下専決規程別表第 2「前渡金」を適用すると、毎月課長決裁ではなく局長決裁が必要となる。（総務課）</p> <p>イ 1 万円以下の講師のタクシー使用料の立替払について、市民防災総合センター長決裁で支出していた。</p> <p>消防局部長以下専決規程別表第 2 のセンター長の決裁区分は、専決規程第 3 条第 2 項より、所属長共通の決裁区分に属する事項に関するものとされている。また、別表第 2 の「立替払金」は、交通ストライキによる交通費が全て所属長共通、1 万円以下が部長及び消防署長共通、1 万円を超えるものが局長の決裁区分とされている。市民防災総合センターは部に所属しておらず所管部長がいないことから、現行の消防局部長以下専決規程を適用すると、交通ストライキによる交通費以外の立替払についてはセンター長決裁ではなく局長決裁が必要となる。（市民防災総合センター）</p>	<p>現行の消防局部長以下専決規程のとおり、局長決裁を取り事務処理を行うこととした。</p> <p>なお決裁区分の簡素化の件に関しては、消防局で専決規程を改正する際に検討を行いたい。</p>	<p>措置済</p>
<p>(2) 警防規程に基づく非常招集等による交通費の支給について</p> <p>職員に対して支給する給料、手当及び旅費は、額並びに支給方法は条例で定めなければならないとされており（地方自治法第 204 条第 3 項）、市では旅費の支給について旅費条例を定めている。</p> <p>旅費条例では、法令又は他の条例に特別の定がある場合その他市の費用を支弁して旅行させる必要がある場合も旅費の対象としている。平成 30 年 7 月 1 日に神戸市防災指令規程及び旅費条例等運用方針が改正され、防災指令発令時の交通費について、一定要件を設けた上で「その他市の費用を支弁して旅行させる必要がある場合」とすることが明記</p>		

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>された。また、このことは行財政局と危機管理室の連名の平成 30 年 6 月 29 日付の通知で全市に知らされた。</p> <p>消防局には、神戸市防災指令規程に定める防災指令と警防規程に定める非常招集、災害現場指揮及び庁外出務のための交通費を支給するための「防災指令及び非常招集発令などによるタクシー利用料金等支給要綱」（平成 6 年 4 月 1 日施行）がある。要綱では、自家用交通用具を利用した職員に対して支給する交通費は、往復路の燃料費及び往路の有料道路通行料とされ、燃料費の算出方法は、1km 以上 10km 未満が 100 円、10km 以上 20km 未満が 200 円、20km 以上 10km 増す毎に 100 円加算するとされている。旅費条例では、車賃は 1km につき 37 円で、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支給することができない場合には、実費額によるとされている。</p> <p>平成 30 年 6 月 29 日付の通知を受けた後は、神戸市防災指令規程に基づく防災指令と警防規程に基づく非常招集の発令時の交通費について同様の取扱いとすることを、平成 30 年 7 月 9 日付の総務課長通知で消防局内へ知らせ、平成 30 年 7 月 1 日からこの取扱いを行っている。平成 30 年 7 月 9 日付の通知では防災指令と非常招集の発令だけが対象として記載されているが、要綱ではこれら以外にも災害現場指揮及び庁外出務のための交通費の支給も対象としている。</p> <p>警防規程に基づく非常招集の発令時の交通費の支給は、旅費条例等運用方針に位置付けられていない。防災指令発令時の交通費と同様に扱うために、警防規程に基づく非常招集の発令時の交通費も旅費条例等運用方針に位置づけられたい。あわせて、災害現場指揮及び庁外出務のための交通費の支給につ</p>	<p>消防局策定の「防災指令及び非常招集発令等によるタクシー利用料金等支給要綱」による支給対象経費について、防災指令発令時以外の事案も旅費条例に基づく支給としての取扱いができるよう、旅費条例等運用方針への位置付けについて調整を行う。</p>	<p>措置方針</p>

平成 30 年度 財務定期監査（監査対象：消防局）

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>いても、必要に応じて旅費条例等運用方針に位置づけて運用されたい。（総務課）</p> <p>「防災指令及び非常招集発令などによるタクシー利用料金等支給要綱」に基づく自家用交通用具を使用した場合の交通費の支給は平成 30 年 7 月 1 日以降行っていないとのことであるが、要綱を保有していると、要綱を適用した交通費を支給して条例に違反してしまうことも考えられる。要綱そのものの整理も検討されたい。（警防課）</p>	<p>「防災指令及び非常招集発令などによるタクシー利用料金等支給要綱」について、旅費条例運用方針に位置付ける調整結果を踏まえて、要綱そのものの整理を行う。</p>	<p>措置方針</p>

平成30年度 財政援助団体等監査(1) 監査結果措置状況

公益財団法人神戸いきいき勤労財団

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>(3) 指摘事項</p> <p>会計に関する事務</p> <p>ア 会計規程の変更を行うべきもの</p> <p>財団は公益法人会計基準に基づき財務諸表を作成しており、固定資産については基本財産、特定資産及びその他固定資産として記載している。しかし、財団で定める会計規程は、固定資産の科目が有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産の区分のままとなっていた。</p> <p>現在の会計基準に適合させるため、会計規程の変更を行うべきである。</p> <p>イ 財務諸表の注記の記載を適正に行うべきもの</p> <p>(ア) 満期保有目的債券の情報を注記に記載するべきもの</p> <p>公益法人会計基準では財務諸表の注記事項として、満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益を記載しなければならないとしている。</p> <p>財団では、基本財産 3,000 万円について満期保有目的の有価証券(神戸市債)として保有しているが、注記の記載を行っていない。</p> <p>満期保有目的債券の情報を注記に記載するべきである。</p> <p>(イ) 会計基準の変更を注記するべきもの</p> <p>固定資産の減価償却について、財団ではシルバー人材センター分を除く什器備品について、減価償却の方法を平成28年度に定率法から定額法に変更している。</p> <p>公益法人会計基準では、「重要な会計方針を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更による影響</p>	<p>特定資産の項目が追加された際に、会計規程の見直しを行っていないことが原因である。</p> <p>平成30年12月1日付で会計規程の改定を行った。</p> <p>満期保有目的の債券の時価及び評価損益について、平成30年度決算から注記に適切に記載する。</p> <p>平成31年1月から顧問契約を結んだ公認会計士の助言を受けながら、今後重要な会計方針を変更した際には、注記に適切に記載する。</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p> <p>措置済</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>額を注記しなければならない。」とあるが、平成 28 年度決算の財務諸表にはその記載を行っていなかった。</p> <p>今後、重要な会計方針を変更するときは公益法人会計基準に基づいた記載を行うべきである。</p> <p>財産管理に関する事務</p> <p>ア 備品管理を適正に行うべきもの</p> <p>財団では、会計規程で固定資産の管理及び物品の出納管理について規定し、それぞれ台帳を作成の上管理することとしている。また、指定管理者である神戸市勤労会館及び神戸市立勤労市民センターの備品管理については、協定の仕様書に基づき本市に帰属するものは本市の物品会計規則に基づき本市が定める物品管理簿を備えて管理することとしているが、以下の事例があった。</p> <p>(ア) 指定管理施設の備品について所有者を明確に区分するべきもの</p> <p>指定管理施設で作成された備品台帳を確認すると、複数の施設において本市と財団の備品が区別されていない状態であった。また、本市の所有か財団の所有か不明なものもあった。</p> <p>協定に基づき、本市と財団の区分を明確にし、本市に所属する備品については、物品会計規則に基づき本市が定める物品管理簿で管理を行うべきである。</p> <p>また本市所管局においては、適正に備品を管理するよう指定管理者を指導するべきである。</p> <p>(イ) 財団に所属する備品について固定資産に計上するべきもの</p> <p>指定管理施設の備品台帳で財団所有分と確認できる備品のうち、会計規程で固定資産として定める 20 万円以上の備品について、固定資産とし</p>	<p>適正な備品管理について、平成 30 年 12 月 11 日の館長会及び同年 12 月 25 日の幹部会において、周知徹底を図るとともに、平成 31 年 1 月から神戸市と財団それぞれで作成していた台帳の突合を行い、両者立会いのもと各施設の現物確認に着手した。</p> <p>財団の自主事業用として購入したものを、指定管理事業用と誤認したことが原因である。</p> <p>ご指摘の案件については、直ちに、</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>て計上していなかった。 固定資産として管理を行うべきである。</p>	<p>固定資産台帳に記載した。 今後は、備品の購入時点で、所有区分を明確にして管理する。</p>	
<p>(4) 意見 会計処理について ア 引当金の計上について 財団では、引当金について平成29年度から退職給付引当金32万円を計上している。 一方で、それよりも金額が大きいと思われる賞与引当金については計上していない。 財団の会計規程では、引当金について、必要があるときは引当金を設定することができる」とされているため、財務諸表に賞与引当金を計上することを検討されたい。</p> <p>指定管理施設の利用料金の減免手続について 財団が指定管理者となっている神戸市勤労会館及び神戸市立勤労市民センターの利用料金の減免等については、条例で市長の承認を得て定める基準によって行うこととなっており、利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、利用料金減免申請書に指定管理者が必要と認める書類を添えて、申請と同時に提出しなければならないとしている。 減免理由の一つには、直前割引制度があるが、実務においては減免申請書の提出を求めている事例が見られた。これは、施設利用率向上策としての割引制度であり、必ずしも申請書の提出を求めなくとも対応可能と思われる。 利用料金の減免について、上記割引制度の事務の実態を勘案しつつ、基準の見直しを検討されたい。</p>	<p>平成31年1月から顧問契約を結んだ公認会計士の助言を受けながら、平成30年度決算において賞与引当金を計上する。</p> <p>指定管理者において減免対象者が明白である場合は利用料金減免申請書の提出を要しないよう、減免基準の一部改正を行い、平成31年1月から施行した。</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>

平成30年度 財政援助団体等監査(1) 監査結果措置状況

公益財団法人神戸市民文化振興財団

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>(3) 指摘事項</p> <p>会計に関する事務</p> <p>ア 会計規程の変更を行うべきもの</p> <p>公益法人会計基準の貸借対照表では、固定資産に「特定資産」の区分があり、財団の貸借対照表の固定資産にも「特定資産」の区分がある。一方、財団の会計規程では、固定資産は「基本財産」と「その他の固定資産」とするとしており、「特定資産」についての記載がなく、会計規程と貸借対照表の間に齟齬が生じている。</p> <p>公益法人会計基準に適合させるため、会計規程の変更を行うべきである。</p> <p>イ 年度区分に応じた会計年度とするべきもの</p> <p>財団の会計規程では、会計年度は、その原因となる事実の発生した日の属する会計年度とするとしているが、平成30年度に納品・履行された備品や業務に係る経費について平成29年度予算で執行していた事例や、逆に、平成29年度に履行された業務について平成30年度予算を執行していた事例があった。</p> <p>出納の年度区分は、当該物品を出納した日の属する年度とするべきである。</p> <p>また、備品を取得した場合は、取得した日を備品管理簿に記載するべきである。</p> <p>ウ 前渡金を適正に精算するべきもの</p> <p>前渡金の精算において、財団の会計規程に定められた前渡金管理者の決裁が得られていない事例が複数あった。</p> <p>前渡金は、会計規程の規定に基づき、適正に精算するべきである。</p>	<p>見解の相違であったが、平成31年4月1日付けの会計規程変更により、「特定資産」の項目を追加する予定。</p> <p>原因は、事業を1単位として考えるという財団の決裁方式にあると考える。平成29年度から30年度にまたがる支出については、既に平成29年度の決算処理が済んでいるため変更することができないが、1月に行った職員研修において事業単位ではなく、支出年度は履行確認日を基準にすることとの周知を図った。</p> <p>原因は事務処理のミスである。 不備のある書類については是正を行った。 今後の事務処理に不備が起きぬよう、職員研修を併せて行った。</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p> <p>措置済</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>契約に関する事務</p> <p>ア 決裁区分に応じた決裁を受けるべきもの</p> <p>財団においては、決裁の区分及び手続きに関し、専決規程を定めている。しかしながら、契約締結その他の決議において、必要な決裁が得られていない事例が多数あった。</p> <p>専決区分に応じた決裁を受けるべきである。</p> <p>イ 契約等の変更に係る決裁を受けるべきもの</p> <p>財団の専決規程によると、事案の決定は、文書による決裁により行うこととされている。</p> <p>しかしながら、財団では、契約内容の変更に關しては、当初契約の決裁文書に変更内容を書き込んだうえ、特に決裁を受けることなく変更契約書を作成し、代表者印を押印しているものが多数あった。</p> <p>契約内容を変更する場合は、専決規程に基づき、変更案に係る決裁を受けるべきである。</p>	<p>原因は事務処理のミスである。</p> <p>職員研修において専決区分や、決裁の必要性について再確認を行い、周知是正を図った。</p> <p>専決区分の誤りについては適宜修正を行った。</p> <p>原因は、職員の知識不足と決裁者の確認不足にあると考えており、職員研修において決裁の修正方法について再確認を行い、周知是正を図った。今後は決裁者も含め、修正決裁について注意していくことを確認した。</p> <p>決裁の誤りについては適宜修正を行った。</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>
<p>指定管理者協定書に基づいた事務処理をするべきもの</p> <p>ア 市長の承認を得るべきもの</p> <p>財団が指定管理者となっている指定管理施設の指定管理者協定書では、指定管理者に当該施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させるとし、利用料金は、条例に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て、告示されることとなっているが、財団が市長の承認を得ることなく、利用料金を定めていない設備（ロッカー）の使用を許可し、利用者から他施設に準拠した料金を徴収していた事例があった。</p> <p>財団は、条例の定め等のない設備の利用に関して料金を徴収する場合に</p>	<p>原因は事務処理のミスであり、抜け落ちである。</p> <p>利用料金を定めていない設備の使用許可については、平成31年3月中に制度変更の申請を行う予定としている。</p>	<p>措置済</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>は、事前に本市に協議し、市長の承認を得るべきである。</p> <p>イ 市長の承認内容どおりに処理すべきもの 指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用料金を減額し、若しくは免除することができるが、市長の承認を得た内容と異なる利用料金の免除をしている事例があった。 財団は、減免内容が市長の承認を得た内容と齟齬がないようにするべきである。</p> <p>ウ 指定管理業務の履行保証に係る処理を行うべきもの 財団は、平成 30 年 4 月より平成 32 年 3 月までの期間において、前期に引き続き区民センター、及び葺合文化センターの指定管理者となっている。 当該指定管理業務に係る財団と本市との協定書は締結されているが、同協定書第 9 条第 1 項の規定による履行保証金(区民センター9,308,160 円,葺合文化センター722,670 円)については、監査日(平成 30 年 10 月 26 日)現在、納付されておらず、本市を被保険者とする保証金相当額の履行保証保険契約も締結されていなかった。 また、平成 30 年 3 月に終了した指定管理期間に係る当該保証金の返還についても、監査日までに行われていなかった。 財団は、指定管理者として、協定内容に基づく適正な対応を取るべきである。 本市所管局は、早々に返金を行い、かつ、必要な納入確認と対応を取るべきである。</p> <p>エ 業務の一部を第三者に委託又は請け負わせる際に本市の事前承諾を受けべきもの</p>	<p>原因は事務処理のミスであり、抜け落ちである。 北神区民センターの駐車場の料金設定については、機械のソフトウェアの更新により、現在の料金制度にならった徴収方法となるよう設定を行った。(平成 31 年 4 月 1 日より)</p> <p>協定書第 9 条第 1 項の規定による履行保証金については、財団から市へ平成 31 年 1 月 17 日に履行を行った。 前指定管理期間に係る履行保証金は平成 30 年 12 月 25 日に本市から財団に返還済みである。</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>きもの</p> <p>財団では、会計規程で固定資産の管理及び物品の出納管理について規定し、それぞれ台帳を作成の上管理することとしている。また、指定管理者は、協定の仕様書に基づき本市に帰属するものは本市の物品会計規則に基づき本市が定める物品管理簿を備えて管理することとしているが、財団が指定管理者となっている施設において、財団所有の備品について、本市の物品管理簿（備品管理簿）に記載していた事例があった。</p> <p>さらに、指定管理施設で作成された備品管理簿を確認すると、複数の施設において本市と財団の備品が明確に区分されていないものがあった。また、本市の所有か財団の所有か不明なものもあった。</p> <p>財団は、協定に基づき、本市と財団の区分を明確にし、本市に所属する備品については、物品会計規則に基づき本市が定める物品管理簿で管理を行うべきである。</p> <p>本市所管局は、適正に備品を管理するよう財団を指導するべきである。</p>	<p>備品の所有についてはその基準について明確にするために神戸市との協議を図るべきものと考えている。</p> <p>現在、当財団内部での備品登録の確認、台帳とのすり合わせを行っている最中であるが、台帳が固まり次第、市との協議結果を踏まえた所有者の区分け等正しい管理となるよう調整していく方針としている。</p>	措置方針
<p>(イ) 物品管理簿を正しく作成し、本市へ報告するべきもの</p> <p>財団が指定管理者となっている施設の指定管理者協定書においては、備品等の保守管理について、指定期間内に指定管理者が指定管理料により購入した備品は本市の所有となるほか、指定管理者は、指定管理者が管理する、本市の所有に属する備品については、本市物品会計規則及び関係例規に基づいて、施設の運営に支障をきたさないよう管理等を行い、本市が定める物品管理簿（備品管理簿）を備え、備品の購入及び廃棄等の異動や、破損、不具合が発生した時は、速やかに本市に報告しなければならないこととな</p>	<p>上記回答と同じとなるが、備品の所有についてはその基準について明確にするために改めて神戸市との協議を図るべきものと考えている。</p> <p>現在、財団内部での備品登録の確認、台帳とのすり合わせを行っている最中であり、そこで事実と異なる登録や廃棄処理等があるものについては適正な処理を行う予定としている。</p> <p>修繕の取扱いについては今後神戸市と協議する予定であるが、修繕費で購入した備品については、それとわかるよう記載するよう各所に指示を行っている。</p>	措置方針

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>っている。</p> <p>しかし、財団は備品管理簿を作成していたが、平成 29 年度に購入した備品を確認したところ、下記のとおり一部記載がないもの、購入及び廃棄等の異動について本市への報告が行われていないものがあった。</p> <p>その中には、故障し、修理不能となった本市の備品の代替の備品を購入する際、「取替修繕」として修繕費で執行し、指定管理料の修繕費に算入され精算されていた事例もあった。</p> <p>(事例) 備品購入において本市備品管理簿への記載及び本市への報告がなかったもの</p> <p>財団は、本市の備品購入については、修繕ではなく備品購入の手続きとして行うとともに、適正な会計処理、備品管理、必要な報告を行うべきである。</p> <p>本市所管局は、修繕費の執行及び備品の管理につき必要な確認を行うとともに、備品の購入の際に確実に備品管理簿に記載することにより適正に備品を管理し、備品の異動について定期的に本市へ報告を行うよう、指定管理者を指導するべきである。</p>		
<p>規程等の徹底</p> <p>財団は、平成 24 年度より公益財団法人に移行し、会計処理についても公益法人会計基準に基づいた処理を行っているが、今回の監査において規程や会計処理に関する指摘事項があった。</p> <p>当年度より指定管理者として神戸アートビレッジセンターの管理運営も開始するなど組織の変更もあったことから、規程等の必要な見直しを行ったうえ、文書・会計事務等における相談支援体制を整備して徹底を図るべきである。</p>	<p>規程の見直しについては、文書・会計事務のみならず、全体の見直しを図り、平成 31 年 4 月 1 日施行する。</p>	<p>措置済</p>
<p>(4) 意見</p> <p>規程の整備について</p> <p>ア 専決規程の見直しについて</p> <p>財団の専決規程別表第 2 には契約の</p>	<p>規程の見直しについては、専決規程の</p>	<p>措置済</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>変更に関する専決区分の規定がなく、他にも専務理事不在時の取り扱いや、労働者派遣契約、定例的支出などで専決区分の規定がなく、決裁区分が明確でないまま決裁が行われており、同種の決裁でも決裁区分にばらつきがあった。</p> <p>専決規程に必要な規定を加えるなど、規定内容の見直しを検討されたい。</p> <p>イ 小口現金取り扱い要領の改正等について</p> <p>財団では、事務効率化のため、会計規程第22条で小口現金を設けており、小口現金の定額（限度額）、支払対象、事務処理については「小口現金取り扱い要領」で必要な規定を定めて管理しているが、上記規定に合致しない事例があった。</p> <p>「小口現金取り扱い要領」については、財団の現体制に対応した改正等により、限度額以外の規定内容も含めて、会計規程に適合した事務になるよう検討されたい。</p>	<p>みならず、全体の見直しを図り、平成31年4月1日施行を行う。</p> <p>小口現金取扱要領については、平成30年12月1日施行で改訂を行った。</p>	<p>措置済</p>
<p>現金の管理について</p> <p>財団が指定管理者となっている区民センターや葺合文化センターでは、貸館事業、随時講座による収入のほか、コピーサービスの提供、付属設備であるロッカー使用料や自主事業にかかるチケット販売等による収入がある。</p> <p>収入の額については、次のような事例があった。</p> <p>（事例）コピーサービスの提供による収入、ロッカー使用料について1か月保管してから金融機関へ入金（当該1か月の収入を翌月初日にまとめて入金）している事例</p> <p>（事例）チケット販売による収入について、前売り販売当初から上演当日の販売にかかるすべての販売総額を1ヶ月以上にわたって現金で保管し、まとめて入金している事例</p>	<p>現金の取扱いについての注意喚起を職員研修にて行った。</p> <p>平成31年度中に取扱いマニュアル等を作成し、適正な管理について改めて統一的に対応を取りまとめる。</p>	<p>措置方針</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>チケット類については区分したうえで入金しているとのことであるが、結果的にセンター等で保管する現金が多額になる場合もあると考えられる。現金事故とならないよう、センター等における統一的な現金保管期間をマニュアル等で定めたい。可能なものは早々に金融機関に預金することを検討されたい。</p>		
<p>指定管理業務に係る修繕等について</p> <p>ア 修繕費等の精算項目について</p> <p>財団が指定管理者となっている指定管理施設の指定管理者協定書中、「施設及び設備の維持管理に関する仕様書」では、「修繕とは、施設及び設備の劣化や損傷部分、機器の性能又は機能を原状あるいは実用上支障のない状態まで回復させること」とされている。</p> <p>財団は協定書に基づいて指定管理施設の修繕を行い、年度ごとに精算しているが、修繕実績の中に、上記の定義に合致しないと考えられる事例が含まれていた。</p> <p>本市所管局は、協定内容に基づき指定管理者からの報告内容を確認したうえで、修繕費予算で必要な修繕を可能な限り実施するよう財団を指導されたい。</p> <p>イ 修繕工事の請負業者決定について</p> <p>財団では協定書に基づき指定管理施設の修繕を行っているが、財団の契約規則では 250 万円を超えない工事又は製造の請負契約は随意契約の方法により契約を締結できることとされている。</p> <p>しかし、平成 29 年度の指定管理施設における契約金額 250 万円を超える修繕工事（別途修繕協定による実施分を含む）については、財団では、いずれも入札による請負業者の決定は行われず、競争見積合わせを実施して、随意契約により請負業者を決定していた。</p> <p>契約規則の規定によると、上記事例</p>	<p>神戸市と改めて協議を行い、適正な管理について確認を行う。</p> <p>職員研修により、随契及び見積もり合わせでの業者選定の場合の理由の明記について徹底するよう周知した。</p>	<p>措置方針</p> <p>措置済</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>においては、理事長が財団の事業運営上必要があると認めるときを除き、随意契約で請負業者を決定することはできないと考えられるが、契約決裁文書には随意契約とした理由等は記載されていなかった。</p> <p>財団は、随意契約を締結する場合は、契約規則の規定の適用内容を明確にされたい。</p> <p>本市所管局は、これら修繕工事の実施方法について検討されたい。</p>		

平成30年度 財政援助団体等監査(1) 監査結果措置状況

神戸市民祭協会

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>(1) 指摘事項</p> <p>会計に関する事務</p> <p>ア 補助金にかかる事務を適正に行うべきもの</p> <p>協会では、神戸まつり各区協賛会に対して、まつりに関連する各区事業の実施のために、「神戸まつり各区協賛会補助金交付要綱」に基づいて補助金を交付している。要綱では、各区協賛会は補助事業終了後、実績報告書を提出するものとされている。</p> <p>平成29年度において、一区の協賛会は、実績報告書の提出が遅れ、実績見込額をもとに総会において決算の承認を受けている。</p> <p>総会の日までには実績報告書の提出を求めるべきである。</p> <p>(2) 意見</p> <p>支出事務について</p> <p>協会では口座振込で支出を行っており、振込依頼書に金額及び手数料を記入の上、取引銀行の窓口で手続を行っているが、支出決裁を起案するにあたって手数料の金額誤りによる訂正が数多く見受けられた。</p> <p>口座振込は現金を取扱わなくても支出できるが、振込にかかる事務も煩雑である。</p> <p>支払にかかる事務の軽減のため、ネットバンキングを導入するなど、事務の簡素化、効率化のための対策を検討されたい。</p>	<p>総会の開催日までに、実績報告書の提出するように依頼する。</p> <p>ネットバンキングの導入など、事務の簡素化、効率化のための対策を検討していく。</p>	<p>措置方針</p> <p>措置方針</p>

平成30年度 財政援助団体等監査(1) 監査結果措置状況

神戸市灘区民ホール指定管理者

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>(1) 指摘事項</p> <p>指定管理者協定書に基づいた事務処理をするべきもの</p> <p>ア 業務の一部を第三者に委託又は請け負わせる際に本市の事前承諾を受けるべきもの</p> <p>指定管理者協定書では業務の再委託等を制限しており、指定管理者は、指定管理業務の執行にあたり、業務の一部を第三者に委託又は請け負わせる場合は本市の書面による事前承諾を受け、当該契約書の写しその他の資料を本市に提出しなければならないこととされている。</p> <p>指定管理者は、その代表者が指定管理業務のうち建物管理業務を担当し、構成員が運営業務を担当しているが、これらのうち舞台運営等業務、清掃業務、昇降機保全業務など一部の業務は、それぞれ委託又は請負契約を締結して業者に発注しており、本市に対して業務再委託先を届け出ていたが、当該委託又は請負契約に係る事前の本市の承諾、及び契約書の写し等の提出は確認できなかった。</p> <p>本市所管局は、協定書に基づき適正に再委託等の手続きを行うよう指定管理者を指導するとともに、再委託等の内容について確認するべきである。</p>	<p>契約書の写しの提出を受け再委託の内容を確認し、書面による承諾を行った。</p>	<p>措置済</p>
<p>(2) 意見</p> <p>指定管理業務に係る修繕等について</p> <p>ア 修繕費等の精算項目について</p> <p>指定管理者協定書中、「施設及び設備の維持管理に関する仕様書」では、「修繕とは、施設及び設備の劣化や損傷部分、機器の性能又は機能を原状あるいは実用上支障のない状態まで回復させること」とされている。</p> <p>指定管理者は協定書に基づいて指定管理施設の修繕を行い、年度ごとに精算しているが、修繕実績の中に、上記の定義に合致していないと考えられる事例が含</p>	<p>協定内容に基づき、指定管理者からの報告内容を確認し、修繕費予算で必要な修繕を可能な限り実施するよう、指定管理者を指導した。</p>	<p>措置済</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>まれていた。</p> <p>本市所管局は、協定内容に基づき指定管理者からの報告内容を確認したうえ、修繕費予算で必要な修繕を可能な限り実施するよう指定管理者を指導されたい。</p> <p>イ 併設施設の修繕費等について</p> <p>区民ホールにおいては、同じ建物の中に本市保健福祉局が所有する部分（2・3階）があり、指定管理者業務要領では「清掃（共用部分のみ）、全館共通設備の管理点検、光熱水費、共用部分の修繕・消耗品等」（以下、「経費按分項目」という。）については、指定管理者が建物全体を対象に業務を実施することとされ、所要経費については、占有面積の割合で按分し、指定管理料と別に本市保健福祉局に負担を求めることができるとされている。</p> <p>これにより、指定管理業務として行う修繕は、区民ホール及び同じ建物の共用部分が対象と考えられるが、指定管理者業務要領では、修繕費は指定管理料の中で予算額を4,114,000円（税込）と定め、年度終了後精算することとされている。</p> <p>一方、指定管理者協定書においては、平成29年度の修繕費は2,963,840円となっており、本市所管局の経費負担分に相当する。また、本市保健福祉局は、経費按分項目に係る同局の負担分の修繕業務を指定管理者に委託している（委託料のうち修繕費は1,150,160円）。</p> <p>しかしながら、当該委託業務の仕様書には、経費按分項目に係る業務のほか、同局所管部分（2・3階）の施設及び設備の維持管理業務及び修繕も含まれており、指定管理者協定書の内容と合わせると、指定管理者業務要領における指定管理業務の修繕予算額4,114,000円で、本市保健福祉局所管分も含めた修繕を行うこととなることから、指定管理者業務要領における修繕の範囲と異なっている。</p> <p>本市所管局は、業務要領の作成や協定締結にあたっては、本市保健福祉局と指</p>	<p>経費負担と業務対象区域の区分について、明確にするよう、保健福祉局及び指定管理者と協議しているところである。</p>	<p>措置方針</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>定管理者との委託内容も把握したうえ、それぞれの経費負担と業務対象区域の区分を明確にされたい。</p>		
<p>利用料金の取り扱いについて</p> <p>区民ホールに適用される神戸市立区民センター条例では、指定管理者に区民ホールの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させるとしているが、指定管理者が、自主事業として、公募団体と共催で市民講座（参加料徴収あり）を開催するため、利用料金を定めていない自由使用施設である1階ロビー北側を会場として占用使用し、当該共催団体から運営費負担金として会議室の利用料金に準拠した金額を徴収していた例があった。</p> <p>しかしながら、講座開催にあたり、当該共催団体からは、同じ金額が利用料金として記載された会場の利用申込書を提出させていた。</p> <p>本市所管局は、条例の定め等のない施設の利用に関して、その取り扱いを明確にしたうえ、必要な場合は条例で規定するなど適切な対応を取るとともに、指定管理者が適正な処理を行うよう指導されたい。</p>	<p>条例の定め等のない施設の利用に関して、指定管理者と協議し、検討しているところである。</p>	<p>措置方針</p>